

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868

C

C



一 新条約の目的

新条約の目的は、(イ)自衛隊と在日米軍のわが国防衛のための協力の基盤を確立してわが国の安全保障に遺憾なきを期し、(ロ)現行条約締結当時以来の事態の変化にも鑑み日本の自主性を高め条約関係を国民の要望に沿うよう調整し、(ハ)これにより過去数年にわたり日米関係を阻害してきた要因の一を除去して日米関係をより恒久的な友好的基盤の上におくこと、の三である。

二 新条約の方向

現行条約がいわゆる一方的条約であるという議論は、これを要するに、(イ)米軍は軍隊駐留の権利のみを有して日本防衛の義務を負っていないこと、(ロ)米軍は在日米軍をその一方的決定に依り一極東の平和と安全の維持のため日本区域外において使用し得、従って日本が知らぬ間に戦争に捲込まれる危険があるという点、(ハ)在日米軍の配備と装備については米軍が自由に決定できることになつており日本の意向を無視して核兵器を日



5/30

本に持込み得るといふこと、(ニ)日本に内乱が起つた場合在日米軍の力をかりてこれを鎮圧するといふ所謂内乱条項は独立国の体面を傷けるものであるといふこと、(ホ)日本は米軍の同意をえずに第三国に基地を供与してはならないといふ条項は独立国としての自主性を傷けるものであるといふこと、(ヘ)条約本文の中には国連憲章第五十一条との関係が明記されていないこと、(ト)現行条約は期限の定めがないが期限に関する適当な規定をおく必要があるといふこと、等がその主たる論点である。

従つて新条約を考へる場合には此等の点に應え得るものでなければならぬが、他面、現行条約は日本が漸進的に自らの防衛の責任を負うという期待の下に作成された暫定的な取極めであり、現行条約の上では自衛隊と米軍とは並存しつつその間何等の条約上の関係のない状態にあるので、両者の基本関係を確立し、その間の協議を緊密にする基盤をおくとともに、新条約は互に自ら果たすべき責任は果たすといふ双務的な建前に立つたものでなければならぬ。もつともかかる責任は憲法の範囲内のものでなければならぬことは当然である。

三 新条約の内容

新条約は、わが国防衛の基調を米國との共同安全保障に置く國防の基本方針に則り、かつ現行条約の一方的性格を取除いたものでなければならぬが、米國の援助義務を規定することが一要件たる以上、具体的には米國が自由陣營の与國と結んでいゝる相互援助諸条約の先例を無視し得ず、従つて新条約の内容は日本側の憲法的政治的諸要請と米國側の先例による拘束を如何に調整するか懸念することにならざるを得ない。かかる見地より内容上問題となる主要事項を挙げれば以下の通りである。

(一) 条約地域

(1) 条約地域とは相互援助条約における援助義務が発動すべき被攻撃対象地域の謂であつて、米國の先例によれば、「相手國（領土の全部又は一部、又は軍隊艦船航空機）に対する攻撃をもつて自國の平和と安全に対する危険と認め、共同の危険に対処するため憲法の手続に従つて行動する」という表現が確立している。米國は他國の援助義務を引受けるにはこの型を逸脱し得ずとしており、この形式は動かさ

ない。

(2) 新条約において日本が引受ける義務は日本憲法の範囲内なることは当然であるが、この前提の下に条約地域を(1)西太平洋の米領土、沖繩小笠原、日本領土、(2)沖繩小笠原、日本領土、(3)日本領土、の何れにするやの問題あるところ、(3)を採つた場合日本及び在日米軍をもつて米側が相互援助の基礎となし得るや否やは予断し得ない。

(二) 在日米軍の配備及び使用の問題

(1) 現行条約下において米國は在日米軍を極東の平和と安全のため使用し得ることとなつてゐるが、米側はこの点、特に米軍が日本の施設区域を補給目的のため使用し得ることを重視しており、又わが方よりするも極東において米軍が侵略に対する抑制力として存在することを利益とする。よつて新条約においても、米軍がわが国防衛のため、並びに極東の平和と安全のため、わが國に駐留し、わが國の施設区域を使用することを認めることとする要あり、なおこの点は条約地域に関する日本側の援助義務が極めて限局されたものであるから、實質的には米國の援助義務と見合う実体を成すこととなる。

(ウ) なお、米側は、在日米軍の配備及びその装備（核兵器を含む）に関し、並びに在日米軍が日本地域外の戦闘行為のため日本の施設区域を戦術的に使用する場合、新条約の一環として日本政府と事前協議をなすことを約束する用意あり。もつとも右の約束は、在日米軍の日本外への移動の自由を制約するものではない。

(三) 防衛協力条項の問題

(イ) 米国が与国と結んでいる相互援助条約は、「継続的且効果的な自助及び相互援助」に基かなければならないとするいわゆるヴァンデンバーグ決議に基礎を置いており、先例として「単独に及び共同して、継続的且つ効果的な自助及び相互援助によつて、武力攻撃を排除するため個別的及び集団的能力を維持し且発展させる」という表現が確立している。米側は、「日本の憲法上の制約からして『集団的能力』という字句が容れられないならば右の表現から『個別的及び集団的』なる字句のみは削るとしても、他の部分はそのままこれを存置することを強く主張している。

(ロ) この条項は「相互援助」により防衛力を維持発展するといふ点において日本が米国の防衛のため寄与するという憲法上の議論を招く惧があり、この点は憲法に関する留保を置くことによつて解決するとしても、更に防衛力を維持「発展」させるといふ点において日本が米国に対し防衛力増強を条約上約束したという政治的攻撃を招く惧がある。他面この条項を日本側が受諾しなければ新条約の交渉は非常に困難であるから、その存置に付政治的決断が必要である。

(三) その他の問題

(イ) 国連憲章との関係を明にする規定を置くことは慣例である。

(ロ) 極東の平和と安全が脅された場合に関する協議条項を置く。

(ハ) 所謂内乱条項については、大規模な間接侵略の場合は一日本国に対する攻撃」と解されて援助義務発動の対象となるべきなるのみならず、条約明文上に規定がなくとも必要な場合には要請により援助を求め得べきであるから、これを規定する必要はないと思われる。

(ニ) 政治経済の分野における一般的協力条項を置くや否やの問題

題あり、この点は、米側は安全保障関係はより広い一般的協力関係の一環としてのみ持続性と安定性があるとの観点から重視しており、又これを存置することはわが方においても支障ありとは思われない。

(※) 期限は安保条約の性質上米側としては一応無期限としつつただ十年を経過すればこれを一年の予告で廃棄し得る形とすることを希望しているが、規定の形式の問題は別として期限を十年とすることは適当であると思はれる。他面中ソ同盟条約の有効期限は三十年（一九五〇年締結の時より起算して）となつてゐるので十年以上の期限を付すべきであるとの議論も一部には生ずるであろう。

四 行政協定の扱に関する問題

(イ) 現行行政協定は現行条約の失効とともに失効するが、新条約の下においても新たな行政協定が必要である。行政協定は直接軍の地位に関するものであるから米側もその扱を重視し、新条約に関する合意の一条件として、行政協定に関し、新条約の締結に伴つて必然的に行ふ必要のある技術的調整のみを加えた新協定に付合意することを申出ており、又若し日本側において協定の大巾な実質的修正を考へられてゐるならば、かかる交渉は軍当局を交へた長時間にわたる交渉となり、今回の条約交渉の一環として考へることは無理であるとしてゐる。

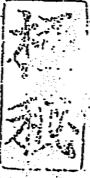
(ロ) 行政協定は従来国内において非難的とされた観があるが、右は外国軍隊の駐留なる事実から来るいわば必要悪に発するものが多く、協定の内容は施設区域供与の条件及び軍隊の地位に関する技術的規定であつて、多かれ少かれ国際的基準を逸脱するを得ず、協定自体に修正を要する点は比較的少く、又具体的交渉を行つて見ても先方が承諾して来る限度は極めて限られてゐる。従つてこの際は、協定の修正は、親条約が

変つたことから必要となる技術的修正はもちろんであるが、
実質問題としては防衛分担金の削除のみ考慮する程度に止め
ることも止むを得ないと思われる。もつとも新条約の署名の
時期がのびれば防衛分担金条項だけを調整するのみでは不十
分だとの意見もあるであろう。

(イ) 新協定に関する国内手続としては、(1) 国会の承認を求めざる
政府間協定とするやあるいは従来の経緯にかんがみてわが方
においては国会の承認を求めるとするや、(2) 右いずれの
場合においても、協定の内容を「新協定が出来るまで旧協定
の内容を適用する」という形とするか又は条文全体を整えた
形とするか、の問題がある。しかして事務的に研究せる結果
としては、条文を整えて国会の承認を求めることが適当であ
ると思われる。

日米安全保障新条約要綱（試案）

- 一 両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、
国連の目的に違背する様な武力の行使又はその脅威を行はな
いこととする。
- 二 両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平
和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努
力することとする。
- 三 両締約国は、単独に及び共同して、継続的且つ効果的な自助及
び相互援助により、武力攻撃を排除するための能力を維持し且発
展させることとする。
- 四 両締約国は、極東の平和と安全が脅かされていると認める場合
は随時協議することとする。
- 五 両締約国は、日本の行政権下にある地域における何れかの締約
国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の



危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする。

六 現行条約の内乱条項は新条約ではこれを規定しないこととする。

七 日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国軍隊は日本にある施設及区域を使用することが出来ることとする。施設及区域の使用並びに在日の米軍の地位は別にこれを定めるものとする。

八 本条約の期限は十年とし、十年を経過したる後は一年の予告をもつてこれを廃棄し得ることとする。

九 批准条項を置き、尚本条約が発効すれば現行安保条約は消滅することとする。

十 在日米軍の配備及び装備の重要な変更（但し米軍の日本外への撤退は除く）並びに日本の施設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦的に使用する場合は、米側は日本側と事前に協議すべきこととする。

十一 何を別途明にすることとする。

十二 行政協定は新条約の締結により必然的に必要となる技術的修正の外は防衛分担金条項を削除することとし且新行政協定は国会の承認を求めることとする。